

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会 地域見守り運動事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人高砂市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が高砂市から委託を受けて実施する地域見守り運動事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(推進主体)

第2条 この事業の推進主体は、高砂市社会福祉協議会 町(校区)福祉推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、高砂市内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) ひとり暮らし高齢者
- (2) 高齢者のみの世帯
- (3) 障がい者
- (4) その他見守りが必要な者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者の見守りを行うこと
- (2) 対象者からの各種相談に応じること
- (3) 対象者に対し、各種情報を伝達すること
- (4) 対象者に異常が認められる場合には、所管の民生委員、市、地域包括支援センター、医療機関等に連絡する等の緊急時の対応を行うこと
- (5) 災害時における対象者の安全確保、避難誘導等罹災後の対応を関係機関と協力して行うこと

(訪問員)

第5条 この事業において実施する訪問は、次に掲げる要件を備えている者が行うものとする。

- (1) 心身ともに健全であること
- (2) 高齢者福祉に関し、理解と熱意を有すること
- (3) 高齢者の生活指導、相談、緊急時の対応等を適切に実施する能力を有すること

(秘密の保持)

第6条 訪問員は、この事業で知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。

(経費)

第7条 この事業に要する費用は、協議会からの地域見守り運動事業助成金（以下「助成金」という。）及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会は、委員会委員長（以下「委員長」という。）の申し出によって、助成金を口座振替の方法により支払うことができるものとする。

(報告)

第 8 条 委員長は、毎年度終了後、助成金の使途について、別紙「町(校区)福祉推進委員会地域見守り運動事業収支決算書」(様式第 1 号)により協議会に報告するものとする。

2 小地域福祉部会の部会長は、毎年度終了後、事業の報告及び助成金の使途について、別紙「小地域福祉部会 年間報告書」(様式第 2 号)及び「小地域福祉部会 収支決算書」(様式第 3 号)により協議会に報告するものとする。なお、ふれあいいいききサロン推進事業実施要綱に基づく助成金交付を受けている部会は、同要綱第 8 条に規定する様式第 6 号・第 7 号の提出をもって代えるものとする。

3 訪問員は、第 3 条各号に規定する対象者に異動があった場合、「小地域見守り活動・要援護者実態調査異動連絡カード」により、協議会に報告するものとする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は協議会理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

なお、施行日前に実施した事項については、高砂市が設置した「地域見守り運動事業(旧:愛の一声運動事業)実施要綱」(平成 12 年 4 月 1 日)及び高砂市地域見守り運動事業委託契約書に基づき行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

なお、施行後当面の間、従前の様式は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

なお、施行日前に実施した事項については、高砂市が設置した「地域見守り運動実施要綱」(平成 27 年 4 月 1 日)及び高砂市地域見守り運動事業委託契約書に基づき行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。